

## 下関市市民活動支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公益的な市民活動を予算の範囲内で助成することにより、市民の自主的かつ主体的なまちづくりの推進を図ることを目的とする下関市市民活動支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、下関市市民協働参画条例（平成17年条例第134号。以下「条例」という。）に定める市民活動団体であって、その組織の運営に関し会則等の定めを有する団体（以下「補助対象団体」という。）とする。

### (補助金交付の対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が市内において行う公益的な事業であって、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる項目のいずれかに該当するもののうち、別表 補助対象とする事業の欄に掲げる事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかに該当するときは、原則として補助対象事業から除くものとする。

- (1) 市の他の補助金の交付を受けている事業
- (2) 事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- (3) 専ら営利のみを目的とした事業
- (4) 先進地等の視察、各種会議又は講演会への出席及び交流のみにとどまる事業
- (5) 施設の建設、改修又は維持管理及び物品の購入を主たる活動目的とする事業
- (6) 団体活動と関係の薄い物品販売、コンサート、発表会及び展示会等の事業

- (7) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
- (8) 補助金申請時に完了済みの事業
- (9) 単なる要望・陳情にとどまる事業
- (10) その他補助することが適当でないと認められる事業

3 第1項に規定する補助対象事業は、原則として単年度において実施されるものとする。

(補助金の額等)

第4条 市長は、補助対象団体が補助対象事業の実施に要する費用から、市長が別に定める補助対象外経費又は事業実施によって得る収入を除いた額のいずれか少ない額（補助対象外経費と事業実施によって得る収入とが同じ額の場合は、その額を除いた額。以下「算定基礎額」という。）が5万円以上である場合に交付するものとする。

2 前項の規定により交付する補助金の額は、予算の範囲内で別表に定めるところによる。

(制限)

第5条 同一団体への補助は、同一年度につき1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体（以下「交付申請団体」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）及び補助金交付申請書に記載されている書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出を受けた場合において、申請内容の審査し、適当であると認めるときは、下関市市民協働参画審議会運営規則（平成17年規則第79号）第4条第1項の助成事業審査部会による審査の結果に基づき、補助金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

(決定の通知)

第9条 市長は、第7条の規定により交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該交付申請団体に通知するものとする。

2 市長は、第7条の審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該交付申請団体に通知するものとする。

(遂行)

第10条 交付の決定を受けた交付申請団体（以下「補助団体」という。）は、交付決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）を、この要綱並びに補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に従うとともに、善良な管理者の注意をもって遂行しなければならない。

2 補助団体は、補助事業の遂行状況に関し、市長から報告を求められたときは、これに応じなければならない。

3 補助団体は、当該補助事業により取得した備品等及び作成した印刷物に、当該補助事業によるものであることを表示しなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 補助団体は、第9条の規定による通知を受けた後に補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、書面により当該補助金の交付の申請を取り下げなければならない。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとする。

(補助事業の変更に係る承認の申請等)

第12条 補助団体は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を

変更しようとするときは、あらかじめ当該変更に係る補助事業変更承認申請書（様式第4号）及び関係書類を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

- 2 補助団体は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助事業の遂行状況を記載した報告書を市長に提出して、その指示を受けなければならない。
- 3 市長は、第1項の申請書の提出又は前項の報告書の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 4 市長は、前項の変更を承認したときは、当該補助団体に補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（実績報告）

第13条 補助団体は、補助事業完了後、その完了の日から起算して20日を経過した日又は当該会計年度末日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第6号）及び事業実績報告書に記載されている書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、補助団体に対し、報告会等での発表を求めることができる。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定により事業実績報告書の提出を受けた場合において、当該報告に係る書類の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第7号）により補助団体に通知するものとする。

（是正のための措置）

第15条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助団体に対して指示することができる。

2 第13条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の交付請求)

第16条 第14条の規定による通知を受けた補助団体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第17条 市長は、前条の規定により補助金交付請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助団体に当該請求額を交付するものとする。

(補助金交付の特例)

第18条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助団体の申出により、第7条の規定により交付決定をした通知を受けた補助金の額の範囲内で補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 前項に規定する補助団体の申出は、概算払を必要とする理由を記した書面を市長に提出しなければならない。

3 補助団体は、市長が補助金の概算払を必要と認めたときは、補助金交付概算払請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、概算払を行った補助金については、第14条の規定による確定額をもって当該補助金の精算を行い、その不足額があるときは、前条の規定を準用して交付し、過払額があるときは、速やかにその額を返還させるものとする。

(関係書類の整備)

第19条 補助団体は、補助事業の施行及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(決定の取消し及び補助金等の返還)

第20条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 前2項の規定は、第14条の規定による補助金の確定があった後においても適用する。

(財産の処分の制限)

第21条 補助団体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、第19条の規定による期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を得た場合又は市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(検査等)

第22条 市長は、必要があると認めるときは、補助団体に対し質問をし、

報告を求め、若しくは補助事業の施行に関し必要な指示をし、又は第19条の帳簿その他関係書類を検査することができる。

(その他)

第23条 この交付要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行時期)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

1 この要綱の施行の日前に、下関市市民活動支援補助金交付要綱（平成23年9月1日制定）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第3条、第4条関係）

大区分	小区分	補助対象とする事業	補助金額
団体育成	新規事業 立ち上げ 支援	補助対象団体が行う事業	算定基礎額に10分の10を乗じて得た額又は10万円のいずれか低い額以内で市長が定める額
活動支援	活動支援	補助対象団体の年間総事業費が100万円未満である場合は当該補助対象団体が行うすべての事業（ただし、市長が特に必要と認める場合は、市長が認める一部の事業）とし、補助対象団体の年間総事業費が100万円以上である場合は当該補助対象団体が行う事業のうち市長が認める事業とする。	20万円を上限とする算定基礎額の全額に、算定基礎額のうち20万円を超える部分について当該超える額に10分の5を乗じて得た額を加えた額又は30万円のいずれか低い額以内で市長が定める額
事業強化	事業強化 支援	補助対象団体が行う事業のうち、継続的な自主的地域づくりのために行う事業	算定基礎額に10分の5を乗じて得た額又は50万円のいずれか低い額以内で市長が定める額

備考

- 1 団体育成に係る補助金に係る補助金は、補助金の申請時に設立1年未満である補助対象団体に対し、1回のみ交付する。
- 2 団体育成及び活動支援に係る補助金の交付回数は、同一団体に対し、合わせて3回までとする。



- 3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、同一団体に対し3回を超えて補助金の交付を行うことができる。この場合における活動支援に係る補助金の額は、10万円を上限とする算定基礎額の全額に、算定基礎額のうち10万円を超える部分について当該超える額に10分の5を乗じて得た額を加えた額又は30万円のいずれか低い額以内で市長が定める額とする。
- 4 算出した額に千円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。